第四条第一項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同条第二項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に、「及び第百六十五条」を「及び第百六十五条の六まで」に、「第百四十四条まで」を「第百四十四条の二まで」に改め、同条第三項中「第百四十二条」を「第百四十二条又は第百四十二条の九」に改め、同条第四項中「第百四十二条」を「第百四十二条又は第百四十二条の九」に、「第百四十四条まで」を「第百四十四条の二まで」に改め、同条第五項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同条第六項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に、「及び第百六十五条」を「及び第百六十五条の六まで」に、「第百四十四条まで」を「第百四十四条の二まで」に改める。

第五条の二第三項中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者である」に、「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同条の」を「同項の」に改め、同条第五項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない非居住者である」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第六項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない非居住者である」に、「つき同法」を「つき所得税法」に改める。

第六条の二第一項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に、「第百六十二条」を「第百六十二条第一項」に、「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改める。

第七条第一項中「」又は税額等」を「次項において同じ。）又は税額等」に、「更正（国税通則法」を「更正（同法」に、「この項において同じ。）又は決定（国税通則法」を「この項及び次項において同じ。）又は決定（同法」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「若しくは各連結事業年度」を「、各連結事業年度」に、「金額又は相手国居住者等」を「金額若しくは各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基準法人税額（同法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）又は相手国居住者等」に、「若しくは各事業年度」を「、各事業年度」に、「金額のうちに」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに」に、「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、「金額又は当該」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該」に、「金額を基礎」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎」に改め、同条第四項中「又は税額等」を「若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等」に、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に、「第一項の更正」を「第一項又は第二項の更正」に改め、同項の表中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表に次のように加える。

法人税法第百四十五条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
	修正申告書又は更正若しくは決定で決定	第百四十四条の六第一項第十一号若しくは同条第二項第五号に掲げる金額（当該金額の確定申告書に記載した、又は決定の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
		第百四十四条の六第一項第一号若しくは同条第二項に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる場合に当する金額（同項第八号の規定に該当する金額）若しくは同項第九号に掲げる金額（同号に掲げる金額）若しくは同項第十一号に掲げる欠損金額若しくは同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの
地方法人税法第二十四条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項又は第二項の更正
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定で決定	更正

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るものに限る。以下この項において同じ。）につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額（各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は内国法人の各事業年度の国外所得金額（各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額（各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の地方法人税の額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

第十一条第四項中「及び第四項」を「、第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六条の二第一項及び第三項」に、「第百五十一条、第百五十二条」を「第百五十一条、第百五十二条（第一項を除く。）」に改め、同項の表国税通則法の項中「第四十